



パズル 正解発表

全国港湾第三三二(新年)号に掲載された「子(ねずみ)年クロスワード」に多数の応募がありました。正解は、「ネンガジヨウ」でした。今回のクイズへの応募は、十五名でした。抽選で粗品をお送りすることを決定致しました。商品の発送で、宜しく、お願い致します。

数のご応募ありがとうございました。また、皆さまから寄せられた貴重なご感想・ご意見に感謝申し上げます。今後ともよりよい機関紙を目指してまいります。

リレー随筆

～「お正月」新正月と旧正月～



早いもので、年が明けたと思ったら、はや二月下旬となりました。組合員の皆様には、よきお年を迎えられたこと存じます。お正月といえば、皆様の

家庭でもお正月飾り(松門、しめ縄、鏡餅等)をお供えして、元日(一月一日)には、年神様をお迎えし、旧年を無事に終えられた事と新年を迎えたお祝い事を行っていると思います。

日本の正月休みは、行政機関が昭和六十三年(一九八八年)制定の法律で、十二月二十九日(休日と重なるときは前日)から二月三日まで(休日としており、金融機関は、銀行法施行令、昭和五十七年(一九八二年)政令で十二月三十一日から一月三日まで、ATMなどを除き休日とすることが多く、昭和五十五年(一九九〇年)代までは、百貨店・スーパーマーケット・小売店でも三が日は休業していましたが、二十四時間営業のコンビニの登場などの生活様式の変化により一九九〇年(平成二年)以降は、二日から営業を始める店が多くなりました。

一般的に日本の正月は、太陽暦(新暦)の「新正月」ですが、調べてみたら、東南アジア諸国では太陽暦(旧暦)の「旧正月」で祝う国が、中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、ベトナム、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、モンゴルの十ヶ国があり、日本国内では沖縄や奄美大島の一部地域はそのようです。今年は、一月二十五日がそれにあたり、特に中華圏の「春節」が有名で、一月二十四日から一月三十日の七日間の大型連休でしたが、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大により、中国国内では二月二日まで延長する事となり、世界中でも大変な事態になりました。

私は、あまり気にしない質なもので、「どこ吹くかぜ」、思い切って横浜中華街に出掛けることにしました。やはり街並は、人影がまばらで閑散としており、その影響が出ているかなと感じました。おかげさまで、おいしい料理をゆっくり堪能して、スナップ写真片柳さんです。ごご期待。

二年後の二〇二二年二月一日は、北京で開催される冬季オリ・パラと春節が重なり、この頃には「お祭りムード」がより一層高まればよいのですがね。

次号は、ウソコネンタルギャング@アンコロネシア



こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

港湾産別協定⑦

～第三章・第七条/(続き②)～

前々回(十九年十一月号)と前回(十九年十二月号)では、第三章・第七条「職域・業域及び就労」の本文が誕生した歴史的背景に触れ、この内容は、産別協定、並びに産別労使関係を明確にした「肝」の部分に当たると強調しました。それは、体制的「合理化」、コンテナリゼーションの高波に抗して「事前協議の基礎を作った」KCT闘争に端を発しており、その今日的意義をしっかりと胸に刻んでいただきたいの願を込めたものでもありました。くどいようですが、もう一度、その本文を記しておきます。

第三章 雇用・職域
第七条 職域・業域及び就労

前々回(十九年十一月号)と前回(十九年十二月号)では、第三章・第七条「職域・業域及び就労」の本文が誕生した歴史的背景に触れ、この内容は、産別協定、並びに産別労使関係を明確にした「肝」の部分に当たると強調しました。それは、体制的「合理化」、コンテナリゼーションの高波に抗して「事前協議の基礎を作った」KCT闘争に端を発しており、その今日的意義をしっかりと胸に刻んでいただきたいの願を込めたものでもありました。くどいようですが、もう一度、その本文を記しておきます。

7条1項「港灣労働者の職域確保のための政策として、港頭地区に貨物を誘致するための必要な措置について労使双方委員会を設置し、その実現に努力する。

7条2項「労使双方は、第7条の確認に基づき港灣労働者の雇用の拡大のため中央及び地区で努力するものとする。

7条3項「港頭地区における常用港灣労働者の就労は法令に基づき」とする。また、港灣倉庫機能の多様化に伴う付帯作業・関連作業については、労使共同で積極的に関与し、常用港灣労働者の就労機会の増加に努める。

以上の三項目は、7条の本則「港灣を通過するすべての」を、より具体化すべく労使がどのように努力するかを規定したものと云えます。1項は、「貨物を誘致するための措置」を協議するとしていいます。港灣政策の議論で、「創貨・集貨」とい言葉が使われることがありますが、文字通り港灣に貨物を持って来ることを労使が話し合うという規定です。

数年来にわたり要求されている「ゲート業務を職域化すること」などは、この規定に立脚したものです。

2項は「雇用の拡大のための労使の努力」を明確にしています。文書と文化しては前項の1と類似していますが、7条の確認に基づき「7条の確保に基づく」として産別協定の論拠を明示し、「中央及び地区の努力」とすることで、産別全体の努力方向を規定しているのが特徴です。春闘で「雇用の拡大」を要求するのでも、この土台があるからです。しかも、地区港灣でも、倉庫建設などが行われる場合は、この規定を基本に労使で職域の拡大に努力しています。

3項は、二つのことを規定しています。一つ目は「協定・法令順守キヤンペーン」などでも重要な視点です。違法・脱法・産別協定違反を許さず、常用港灣労働者中心の秩序ある港灣労働を創り出し、且つ、雇用機会の拡大への結びつける重要な意味を持つ協定と理解していただきたいと思えます。今回は、7条4項・5項、及び、紙面が許せば8条(雇用の安定と拡大)の解説です。